

府における 2025 大阪・関西万博を踏まえたユニバーサルデザイン推進に係る取組

1. 誰もが快適に利用できる宿泊施設や観光・集客施設、飲食店の拡大

| 番号 | 事業名/概要 | 令和5年度までの取組み/実績 | 令和6年度までの取組み/実績 | 令和7年度までの取組み/実績 |
|----|--|--|--|--|
| 1 | <p>【事業名】 市町村等観光振興支援事業（下記概要のとおり）</p> <p>【概要】 府内市町村や公的団体等の行う、以下のようなインバウンド受入環境整備事業に対して補助を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多言語による観光案内板の設置・改修 ・観光公衆トイレの設置又は洋式化のための改修 ・観光資源の理解促進及び周遊のために必要となる多言語解説板、パネル、AR、VR等の整備 ・「音声翻訳機」の導入費用 | 市町村等が実施する旅行者の受入環境整備や、観光拠点の魅力向上、誘客促進のための取組みを促進した。 | 市町村等が実施する旅行者の受入環境整備や、観光拠点の魅力向上、誘客促進のための取組みを促進した。 | 市町村等が実施する旅行者の受入環境整備や、観光拠点の魅力向上、誘客促進のための取組みを促進した。 |
| 2 | <p>【事業名】 宿泊施設おもてなし環境整備促進事業（下記概要のとおり）</p> <p>【概要】 宿泊施設等の行う、以下のようなインバウンド受入環境整備にかかる取組みに対して補助を実施。</p> | 宿泊施設等が旅行者の利便性や快適性を向上させる目的で新たに実施する | 宿泊施設等が旅行者の利便性や快適性を向上させる目的で新たに実 | 宿泊施設等が旅行者の利便性や快適性を向上させる目的で新たに実施する旅行者の受入対応強化の |

| | | | | |
|---|--|---|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の案内表示等の多言語対応 ・館内及び客室内のトイレの洋式化 ・施設内利用案内等の点字対応、ユニバーサルデザイン化 ・災害・避難誘導情報の多言語、視覚化対応 | 旅行者の受入対応強化の取組みを支援した。 | 施する旅行者の受入対応強化の取組みを支援した。 | 取組みを支援した。 |
| 3 | <p>【事業名】 飲食店おもてなし環境整備促進事業（下記概要のとおり）</p> <p>【概要】 府内飲食店が無料で多言語メニューを作れるシステム（ウェブサイト）の運営及び外国人旅行者が外国語メニューを置く飲食店を検索できるウェブサイトの運営により、飲食店の受入対応の強化及び外国人旅行者がより安心して快適にサービスを受けられる環境づくりを促進。</p> <p>※対応言語数は 14 言語</p> | 万博開催までの期間に、飲食店向けにサイトPR、外国人向けにサイトプロモーションを実施し、飲食店の登録数及び利用者数の増加につながった。 | 万博開催までの期間に、飲食店向けにサイトPR、外国人向けにサイトプロモーションを実施し、飲食店の登録数及び利用者数の増加につながった。 | 万博開催までの期間に、飲食店向けにサイトPR、外国人向けにサイトプロモーションを実施し、飲食店の登録数及び利用者数の増加につながった。 |
| 4 | <p>【事業名】 トラベルサービスセンター運営事業（下記概要のとおり）</p> <p>【概要】</p> | 多言語対応の実施及びバリアフリー施設情報の提供 | 多言語対応の実施及びバリアフリー施設情報の | 多言語対応の実施及びバリアフリー施設情報の提供や筆談対応、車い |

| | | | | |
|---|---|--|---|---------------------------------------|
| | 大阪観光局が運営する観光案内所について、多言語対応を実施。また、バリアフリー施設情報の提供や筆談対応、車いすの貸出対応を行う。(2023年7月 心のバリアフリー認定) | や筆談対応、車いすの貸出対応を行った。 | 提供や筆談対応、車いすの貸出対応を行った。 | すの貸出対応を行った。 |
| 5 | <p>【事業名】 心のバリアフリー認定推進事業（心のバリアフリー認定施設の拡大）</p> <p>【概要】 宿泊施設、飲食店、観光案内所、博物館の運営事業者に対し、国土交通省観光庁や大阪観光局と連携し、「心のバリアフリー認定制度」の取得促進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度、6年度は認定取得に向けた取得要件であるバリアフリーに関する教育訓練に相当するセミナー開催。 ・令和8年度は宿泊税を活用して、新たにSNS広告等で府民の認知度向上に取り組む予定。 | <ul style="list-style-type: none"> ・年3回セミナーを開催し、89名が参加 ・府内の認定施設31（令和6年3月末時点） | <p>【取組み】 大阪府内の宿泊施設、飲食店、観光案内所、博物館の運営者等を対象に、「心のバリアフリー」や、観光庁の「観光施設における心のバリアフリー認定制度」、店舗や施設における実際の受け入れ方法等につい</p> | 令和6年度に作成したセミナー動画を府HPで配信し、認定施設を府HPで公開。 |

| | | | | |
|--|--|--|---|--|
| | | | <p>て紹介する セミナーを開 催。なお、令 和6年度か らはより多く の参加者を 確保するた め、オンライ ンセミナーを 開催すると もに、アーカ イブ配信を 行う。 セミナー受 講者に対し ては、フォロ ーアップとフィ ードバックを 行い、認証 取得に向け たサポートも 実施する。 認定施設を</p> | |
|--|--|--|---|--|

| | | | | |
|--|--|--|---|--|
| | | | <p>府 HP で公開し、大阪観光局 HP にもリンクを貼って紹介。</p> <p>【目標設定】 ・府内の認定施設 70 以上</p> <p>【実績】 ・府内の認定施設 103 （宿泊施設 85、飲食店 8、観光案内所 6、博物館 4） ・セミナー参加対面で</p> | |
|--|--|--|---|--|

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | <p>29名 ※オンライン では66名 (42件) が申込を行 い、参加数 は49アカウ ント</p> | |
| 6 | <p>【事業名】 ホテル・旅館のバリアフリー化促進</p> <p>【概要】 観光客等が利用するホテル・旅館のバリアフリー化を促進。 ・ホテル・旅館に適用されるバリアフリー基準の強化を目的とした福祉のまちづくり条例の改正 (R2) ・既存宿泊施設のバリアフリー改修に対する補助制度 (R7 創設)</p> | <p>・福祉のまちづくり条例の改正 (R2/3 改正、R2/9 施行)</p> | <p>・福祉のまちづくり条例に基づく義務規制の運用</p> | <p>・大阪・関西万博の開催や超高齢社会の進展を見据え、ユニバーサルデザインの視点に立ち、ホテル又は旅館の更なるバリアフリー化を図るため、福祉のまちづくり条例を改正 (R2.3 公布、R2.9 施行) ・2025年大阪・関西万博を契機として建築物のさら</p> |

| | | | | |
|---|---|---|------|---|
| | | | | <p>なるバリアフリー化の促進に向けて、福祉のまちづくり条例を改正</p> <p>(R7.10 公布、R8.4 施行)</p> <p>・既存ホテル・旅館のバリアフリー化を促進するため、バリアフリー改修等を行う事業者に対する補助制度を創設 (R7)</p> |
| 7 | <p>【事業名】 身体障がい者補助犬の周知・啓発</p> <p>【概要】 拒否事例のあった対象店舗などに個別に連絡し、法律の趣旨を説明し、補助犬への理解を求めているほか、幅広く、啓発リーフレットやステッカーを配布するなど、法律の周知に取り組んでいる。</p> <p>また、府ホームページへの啓発動画掲載や、イベント開催時に積極的に補助犬と直接触れ合ってもらう機会を設けることにより補助犬の周知を図っている。</p> | <p>公民連携による啓発イベントでの講演 (6回)</p> <p>府主催事業での啓発 (3回)</p> | 継続実施 | <p>・万博での啓発のイベントとして、6月に</p> <p>QUINTBRIDGEにて「身体障がい者補助犬」の同伴拒否に関する意見交換会を実施。</p> <p>・9月に万博会場</p> |

| | | | | |
|---|--|---|---|--|
| | <p>加えて、万博開催時は、国内外から多くの補助犬ユーザーが来阪することが見込まれることから、これまでの周知・啓発に加えて、万博までの3年間を集中取組み期間として以下の取組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府民への啓発機会の拡大 ・飲食店対象に重点的に啓発を実施 <p>補助犬の入店拒否事例のない大阪をめざす。</p> | | | <p>で開催された SDGs Forum において、再開コンテンツとして補助犬の理解促進に向けた発信を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民連携による啓発イベントでの講演も継続して実施 |
| 8 | <p>【事業名】 先端技術によるボーダレスアート鑑賞モデル創出事業</p> <p>【概要】 2025大阪・関西万博では、自動運転、空飛ぶ車のほか、生成 AI を用いた様々な最先端技術が紹介され、「いのち輝く未来社会」の絵姿が示された。こうした最先端技術については、障がい者の社会参加を促進する上でも社会実装に大きな期待が寄せられるところ。このため、障がい者の社会参加、QOL 向上の一環として、障がい者の芸術鑑賞場面にスポットを当て、これまでの施設のバリアフリー化や手話通訳など情報保障の取組に加え、生成 AI による対話型芸術鑑賞など、最先端技術を応用した障がい者の新しい芸術鑑賞手法「ボーダレスアート鑑賞モデル」の創出</p> | - | - | - |

| | | | | |
|---|---|--|---|---|
| | を行う。 | | | |
| 9 | <p>【事業名】 まちのバリアフリー情報の提供</p> <p>【概要】 鉄道駅や公共施設等におけるエレベーターや車椅子利用者用便房等のバリアフリー情報について、利用者があらかじめ入手することが重要であるため、バリアフリー情報の更なる充実に努める。</p> | <p>・福祉のまちづくり条例で公表の義務化対象となっているホテルへの周知を図るため、チラシを作成し、建築確認検査機関や保健所等と連携し、建築確認申請や旅館業法の届出の際に配布する等、制度周知を図った。</p> <p>・公表の義務化対象となっていないホテルに対し、届出の支援を行</p> | <p>【取組み】 引き続き、福祉のまちづくり条例で公表義務化対象となっているホテルの届出を促すとともに、義務化対象となっていない既存ホテルに対してもDMで公表を働きかけた。</p> <p>【実績】 ・既存ホテルへのDM送付：120件 ・ホテル情報</p> | <p>・福祉のまちづくり条例の改正 (R2.3改正)により、ホテル・旅館等のバリアフリー情報公表制度を創設し、一定の要件に該当する宿泊施設についてバリアフリー情報の公表を義務付け</p> |

| | | | | |
|--|--|-----|-----------|--|
| | | った。 | の公表件数：43件 | |
|--|--|-----|-----------|--|

2. 情報アクセシビリティの確保をはじめとした事業者や府民理解の促進

| | 事業名/概要 | 令和5年度までの取組み/実績 | 令和6年度までの取組み/実績 | 令和7年度までの取組み/実績 |
|----|---|---|---|--|
| 10 | <p>【事業名】 人権相談事業の実施（人権問題についての相談窓口の設置）</p> <p>【概要】 ・大阪府人権尊重の社会づくり条例・大阪府人権施策推進基本方針に基づき、差別や虐待、パワーハラスメントなど、障がい者に関する問題をはじめ様々な人権問題について相談窓口を開設し、その課題に応じた情報の提供や専門相談機関の紹介を実施している。</p> | <p>○委託により、専門の相談員による「大阪府人権相談窓口」を開設し、府民からの人権に関する相談を受け、その課題に応じた情報の提供や相談機関の紹介を行った。</p> <p>・令和5年度相談件数延べ3,907件</p> <p>○市町村から</p> | <p>○委託により、専門の相談員による「大阪府人権相談窓口」を開設し、府民からの人権に関する相談を受け、その課題に応じた情報の提供や相談機関の紹介を行った。</p> <p>・相談件数延べ2,016件※</p> <p>○市町村から</p> | <p>【取組み】 市町村の人権相談窓口の補完的役割を果たすとともに、専門的な対応や支援を行い、府内の相談機能の充実を図る。</p> <p>引き続き、「大阪府人権相談窓口」を適正に運営する。</p> |

| | | | | |
|-----------|---|--|---|--|
| | | <p>の要請に応じ、人権相談に関する必要な助言や支援を行った。</p> <p>・令和5年度相談件数延べ 324 件</p> | <p>の要請に応じ、人権相談に関する必要な助言や支援を行った。</p> <p>・市町村サポート件数 延べ 118 件※</p> <p>※令和6年度～相談件数の集計方法を変更</p> | |
| 11 | <p>【事業名】 府民の人権意識の高揚（人権問題に関する周知・啓発）</p> <p>【概要】 ・大阪府人権教育推進計画に基づき、人権啓発冊子「ゆまにてなになわ」の作成や研修会・講演会・イベントを開催すること等により、府民の人権意識の高揚を図っている。</p> | <p>以下の通り、性の多様性の理解増進に向けた取組を実施し、認知度向上を図った。</p> <p>①性の多様性の理解増進を含む様々な人権問題を記載</p> | <p>性の多様性の理解増進に向けた取組を実施し、認知度向上を図る。</p> <p>①啓発冊子「ゆまにてなになわ 39」の作成・配布</p> <p>②理解増進に</p> | <p>性の多様性の理解増進に向けた取組を実施し、認知度向上を図る。</p> <p>①啓発冊子「ゆまにてなになわ 40」の作成・配布</p> <p>②理解増進に</p> |

| | | | | |
|--|--|--|---|--|
| | | <p>した、啓発冊子「ゆまにてなにわ」を、毎年作成し、配布</p> <p>②条例を周知する啓発ポスターや、理解増進に関する啓発リーフレットの作成・配布</p> <p>③令和2年度以降毎年度、映画館において啓発動画を上映</p> <p>④令和4年度及び5年度に、府内主要駅のデジタルサイネージにおいて啓発画像の放映</p> <p>⑤令和2年1</p> | <p>関する啓発ポスターの作成 配布</p> <p>③映画館における啓発動画の上映</p> <p>④デジタルサイネージによる啓発画像の放映</p> <p>⑤パートナーシップ宣誓証明制度の受付及び周知</p> | <p>関する啓発ポスターの配布</p> <p>③映画館における啓発動画の上映</p> <p>④デジタルサイネージによる啓発画像の放映</p> <p>⑤啓発動画の作成</p> <p>⑥パートナーシップ宣誓証明制度の受付及び周知</p> |
|--|--|--|---|--|

| | | | | |
|----|---|---|---|--|
| | | 月より実施している「パートナーシップ宣誓証明制度」の宣誓の受付及び、啓発リーフレット・ポスターの配布による周知 | | |
| 12 | <p>【事業名】 知事会見への取り組み（知事定例会見での手話通訳の実施）</p> <p>【概要】 ・生中継の際に手話通訳を導入し、動画にも反映するとともに、会見終了後速やかに動画（当日中）及び反訳（2日後）をホームページに掲載している。</p> | 令和5年度 会見数：30回 | 令和6年度 会見数：31回 | 令和7年度会見数：23回 （R7.12.18時点） |
| 13 | <p>【事業名】 府政に関する情報を障がい特性に配慮して府民に提供</p> <p>【概要】 ・府民文化部・福祉部・都市整備部が共同で「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」を作成し、庁内外へ発信することで、色覚障がいのある人や高齢者などに配慮した表示やデザインを推奨して</p> | ・各種マニュアル等は適宜改訂するとともに、情報主任者会議や府ウェブサイトのリニューアルに係る | ・府ウェブサイトのリニューアルに伴い、「広報マニュアル」を改訂。 ・各部局の適切な自主的 | ・引き続き、庁内向けに「広報マニュアル」や「色覚障がいのある人や高齢者などに配慮した印刷物を作成 |

| | | | | |
|--|---|---|-----------------------------------|--|
| | <p>いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内向けに「広報マニュアル」や「色覚障がいのある人や高齢者などに配慮した印刷物を作成するために」を提示し、広報物を作成する際はより多くの府民が情報を入手できるよう常に意識し、わかりやすいものとなるよう働きかけや助言を行っている。 ・府公式 Web サイトでは、「大阪府ウェブアクセシビリティ方針」を定め、JIS X 8341-3:2016 の適合レベル「AA」に準拠することを目標に、ユニバーサルデザインの推進に取り組み、JIS に基づく試験結果などを府公式 Web サイトで公開している。 ・府政だよりについては、点字版、拡大版、音声版(デージー版)も発行している。 | <p>説明会などを通じて全庁に周知を行った。</p> <p>・色覚障がいのある人に配慮された広報物が作成されているか、全庁照会を行った。(令和5年度取り組み状況 広報物を作成している 123 所 属中 108 所 属が「すべてチェックリストに基づき作成している」と回答)</p> | <p>な対応を促すため、情報主任会議等を通じて周知を行う。</p> | <p>するために」を提示し、広報物を作成する際はより多くの府民が情報を入手できるよう常に意識し、わかりやすいものとなるよう働きかけや助言を行っていく。</p> <p>・府公式 Web サイトでは、「大阪府ウェブアクセシビリティ方針」を改訂し、JIS X 8341-3:2016 の適合レベル「AA」に準拠することを目標に、ユニバーサルデザインの推進に取り組み、JIS に基づく</p> |
|--|---|---|-----------------------------------|--|

| | | | | |
|----|---|---|--|--|
| | | | | <p>試験結果などを府公式 Web サイトで公開していく。</p> <p>・府政だよりの点字版、拡大版、音声版(デジ-版)も引き続き発行していく。</p> |
| 14 | <p>【事業名】 障がい理解啓発（障がい理解を促進するための周知・啓発）</p> <p>【概要】 障がい者週間（12/3～9）を中心に、市町村・障がい者団体等と連携した啓発事業（府内全小学校3年生への「大阪ふれあいおりがみ」の配布等）の実施。 ヘルプマークの周知啓発。 障がい者差別の解消に向けた「心のバリアフリー推進事業」や「共に生きる障がい者展」等の実施。 障がい理解ハンドブック、障がい者差別解消ガイドライン等の発行等。</p> | <p>・第20回共に生きる障がい者展においてフォーラム 「Football For All サッカーをもっとみんなのものに - 障がい者サッカーを通じて合理的配慮について学ぶ-」を開催し、合理的配慮について</p> | <p>【取組み】 ・第21回共に生きる障がい者展においてフォーラムを開催し、障がい者差別の場면을再現した寸劇をもとに登壇者に意見交換をしていただくことで、障がい者差別の禁止や合理的配慮</p> | <p>万博開催時には、国内外から多数の来阪者が見込まれる。その中には障がい者、高齢者なども多く想定され、そうした方々が安心して訪れ、楽しむことができる環境づくりが不可欠。 障がい当事者と周囲の人との認</p> |

| | | | | |
|--|--|---|---|---|
| | | <p>ての理解を深め、全ての人がいつでもどこでも楽しくスポーツができるよう登壇者から様々な視点からの意見をいただいた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者差別の解消についてわかりやすく説明する講義動画を作成し、オンラインで公開。 ・広く府民全体を対象とした障がい者差別解消研修会を開催し、65名が参加。 ・障がい理解八 | <p>についての理解を深める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フォーラムで演じられた寸劇やフォーラムの様子などを収めた動画を作成し、後日研修等で利用できるようにオンラインで公開する。 ・広く府民全体を対象とした障がい者差別解消研修会を開催する。 ・引き続き事業者団体等に向けた研修や府民への啓発物の配布を通じて障がい理 | <p>識に乖離があることから、周囲の方々への障がい理解を促し、具体的な行動変容を促す取り組みを実施する。</p> <p>これまでの周知啓発に加えて、万博までの3年間を集中取り組み期間として以下の取り組みを行う。</p> <p><R5></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報啓発（障がい者週間を中心に） ・事業者への周知啓発 <p><R6></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報啓発（断続的に） |
|--|--|---|---|---|

| | | | | |
|----|---|---|--|--|
| | | <p>ンドブックや障がい者差別解消ガイドラインをはじめとした啓発物を研修や共に生きる障がい者展で配布したり、市町村を通じて府民へ配布したりすることを通じて障がい理解啓発に取り組んだ。</p> | <p>解啓発に取り組む。 【目標】 ・共に生きる障がい者展の実施（会場開催 11 月、web 公開 2 月）</p> | <p>・観光局、万博協会と連携した広報啓発（宿泊施設、飲食店等） ・海外からの来阪者向けヘルプマーク啓発物作成 <R7> ・広報啓発（万博開催期間） ※ただし、R5 年度以降の予算査定結果による。</p> |
| 15 | <p>【事業名】 心のバリアフリー認定推進事業</p> <p>【概要】 来阪した外国人が障がい等を理由に援助や配慮を必要とする場合に、適切な援助等を受けられるよう援助を必要とする来阪外国人にヘルプマークを配布する。</p> | <p>・研修・共に生きる障がい者展および啓発物の配布等を通じて障がい理解の周知・啓発を実施し</p> | <p>【取組み】 ・配付するヘルプマークの形態について、東京都、博覧会協会及びファイナ財団などと必</p> | <p>【取組み】 万博を契機に来阪した、障がい等を理由に支援が必要な外国人が適切な援助等を受けられ</p> |

| | | | | |
|--|----------------|-----------|---|---|
| | <p>※事業認知のみ</p> | <p>た。</p> | <p>要な調整を実施する。 ・ヘルプマーク配布に協力してもらえる施設等との調整を行う。 ・ヘルプマークを作成し、配布協力先に送付する。 ・引き続き研修等を通して府民に対してヘルプマークについて周知啓発を行う。 【目標】 来阪する外国人向けに配布するためのヘルプマークが作成されており、配</p> | <p>るよう、外国語（英・中・韓）表記の説明書を添付したヘルプマークを配付<ヘルプマークの配備状況> 作成枚数：10,000枚（府内23か所に配布） 配布場所：万博会場、観光案内所（新大阪・なんば・梅田2カ所）、 関西国際空港（3カ所）、あべのハルカス、その他ホテル等宿泊施設等 ※万博会場に</p> |
|--|----------------|-----------|---|---|

| | | | | |
|----|--|---|---|---|
| | | | 布場所への送付が完了している。 | <p>6,000 枚、その他は各 10 枚から 300 枚配布</p> <p>【目標】 本取組が来阪外国人に周知されることで、大阪のイメージアップとさらなるインバウンド増加に繋げる</p> |
| 16 | <p>【事業名】 視聴覚障がい者等に対するコミュニケーション支援等（視聴覚障がい者情報提供施設（福祉情報コミュニケーションセンター）における点字や映像コンテンツによる情報提供）</p> <p>【概要】 障がい者への情報保障機会を確保するため、視聴覚障がい者情報提供施設において、点字や映像コンテンツによる情報提供を実施。</p> | 視覚障がい者、聴覚障がい者等の情報保障に係るサービスの向上をはかるために、媒体の制作・提供・普及、情報機器の貸出等を実施した。 | 視覚障がい者、聴覚障がい者等の情報保障に係るサービスの向上をはかるために、媒体の製作・提供・普及、情報機器の貸出等を実施した。 | 視覚障がい者、聴覚障がい者等の情報保障に係るサービスの向上をはかるために、媒体の制作・提供・普及、情報機器の貸出等を実施した。 |

| | | | | |
|-----------|--|---|---|--|
| <p>17</p> | <p>【事業名】 認知症対策普及・相談・支援事業（認知症理解に関する周知・啓発）</p> <p>【概要】</p> <p>○ 認知症に対する正しい知識と理解を持って地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を市町村と連携して推進。</p> <p>○ 認知症の人やその家族が地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現に向け、民間事業者においては、それぞれの事業活動において、認知症に対する偏見や理解不足から生じる‘バリア’を取り除き、認知症の人が安心して生活を送ることができるよう取り組むことが一層求められる。</p> <p>このため、府では、令和 5 年度に、認知症理解増進事業として小売事業者（スーパー、コンビニ）を対象とした認知症理解増進セミナーを実施。</p> | <p>・認知症サポーター養成の講師役となるキャラバン・メイトの養成研修を実施し、府内認知症サポーターの養成を市町村と連携して推進した。</p> <p>養成研修：3回 （受講者 229 名）</p> <p>※府内認知症サポーター養成数 46,859 名 累計 848,704 名 （令和 6 年 3 月 31 日時点）</p> | <p>・認知症サポーター養成の講師役となるキャラバン・メイトの養成研修を実施し、府内認知症サポーターの養成を市町村と連携して推進した。</p> <p>養成研修：3回 （受講者 250 名）</p> <p>※府内認知症サポーター養成数 44,389 名 累計 882,110 名 （令和 6 年 3 月 31 日時点）</p> | <p>・認知症サポーター養成の講師役となるキャラバン・メイトの養成研修を実施し、府内認知症サポーターの養成を市町村と連携して推進している。</p> <p>養成研修： 令和 7 年 8 月 7 日開催 （受講者 98 名）</p> <p>令和 7 年 10 月 23 日開催 （受講者 72 名）</p> <p>令和 8 年 2 月 13 日開催（受</p> |
|-----------|--|---|---|--|

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| | | <p>・小売り事業者向け認知症への理解増進セミナーを令和5年11月16日に開催し、小売り事業者のCS担当者等102名の認知症サポーターを養成した。</p> | <p>・公共交通事業者を対象とした認知症理解増進セミナーを令和6年11月26日に開催し、公共交通事業者のCS担当者等56名の認知症サポーターを養成した。</p> <p>・認知症になっても安心して暮らせる社会の実現を目指し、令和6年9月から新たに認知症の人にやさしい取組</p> | <p>講者72名)</p> <p>・訪問業務を行う事業者を対象とした認知症理解増進セミナーを令和7年9月5日に開催し、事業者の責任者等85名の認知症サポーターを養成した。</p> <p>・令和6年9月から開始した認知症サポート事業所普及事業について、登録事業所を増やすための取組を進めるとともに、登録事業所の検索システムの府</p> |
|--|--|---|--|--|

| | | | | |
|-----------|--|---|--|---|
| | | | <p>みを行う民間事業者の事業所を登録・公表し、認知症の人やその家族がそれら事業所及び取り組み内容を簡便に検索できる仕組みを構築する事業（認知症サポート事業所普及事業）を開始した。</p> | <p>民への周知、活用を図った。 銀行、ドラッグストア、スーパーなど698事業所が登録 (令和8年1月末時点)</p> |
| 18 | <p>【事業名】 子ども家庭センター等多言語音声翻訳サービス活用事業</p> <p>【概要】 2025 大阪・関西万博で展開された、日本語の微妙なニュアンスを多言語に即時変換する最先端技術を、子ども家庭センター等における外国人・外国ルーツの府民への対応に活用。</p> | - | - | - |

3. 誰もが円滑に移動できるよう交通機関や道路等における環境整備を推進

| | 事業名/概要 | 令和5年度 までの取組み /実績 | 令和6年度 までの取組み /実績 | 令和7年度まで の取組み/実績 |
|----|---|---|---|--|
| 19 | <p>【事業名】 まちのバリアフリー情報の提供</p> <p>【概要】 鉄道駅や公共施設等におけるエレベーターや車椅子利用者用便房等のバリアフリー情報について、利用者があらかじめ入手することが重要であるため、バリアフリー情報の更なる充実に努める。</p> | <p>・府有施設や市町村有施設のバリアフリー情報について、情報を集約し府ホームページで公表した。</p> <p>公表施設数：798施設（令和6年3月31日時点）</p> <p>・鉄道駅のバリアフリー情報について、鉄道事業者各社が公表している情報へ</p> | <p>【取組み】</p> <p>・府有施設や市有施設のバリアフリー情報について、適宜情報の更新を行った。</p> <p>・鉄道駅のバリアフリー情報について、交通エコロジーモビリティ財団が作成している構内図や乗換図等を検索できるサイトを府ホームページで紹介</p> | <p>・高齢者、障がい者など配慮を要する方々が、利用できる施設を探しやすい、選びやすい環境を整備するため、宿泊施設や公共施設等のバリアフリー情報を一元的に発信する「おおさかユニバーサルデザインマップ」を構築</p> <p>（R8.3 公開予定）</p> |

| | | | | |
|----|--|---|--|---|
| | | <p>アクセスが容易にできるように、情報の集約、公表を行った。</p> <p>・公共施設のバリアフリーの情報について、位置情報をマップ上で確認できる「大阪府バリアフリーレマップ」を作成、公開した。</p> <p>公開施設数：985 施設（令和6年3月31日時点）</p> | <p>介し、利用者の利便性向上を図った。</p> <p>・バリアフリーレマップについて、現在は公共施設のみの公開となっているため、民間企業と連携し、情報の充実化を図った。</p> <p>【実績】</p> <p>・バリアフリーレマップへの民間企業の情報の追加：14 企業</p> | |
| 20 | <p>【事業名】</p> <p>大阪・梅田駅周辺サイン整備事業（大阪駅・梅田駅周辺における案</p> | <p>鉄道事業者 や地下街管</p> | <p>鉄道事業者 や地下街管</p> | — |

| | | | | |
|----|--|--|--|--|
| | <p>内表示（サイン）の統一化への補助)</p> <p>【概要】 鉄道事業者や地下街管理者とともに、大阪駅・梅田駅周辺における案内表示（サイン）の統一化を図る中で、表示のみやすさやバリアフリー施設の掲載を行うための補助を実施</p> | <p>理者とともに 大阪駅・梅田駅周辺における案内表示（サイン）の統一化を図る中で、表示の見みやすさの向上やバリアフリー施設情報の掲載を行った。</p> | <p>理者とともに 大阪駅・梅田駅周辺における案内表示（サイン）の統一化を図る中で、表示の見みやすさの向上やバリアフリー施設情報の掲載を行った。</p> | |
| 21 | <p>【事業名】 信号機への視覚障がい者用付加装置の整備</p> <p>【概要】 万博を契機に視覚障がい者、高齢者等に安全・安心な移動環境を提供するため、視覚障がい者用付加装置を整備する。</p> | <p>・令和6年度事業について令和5年12月までに市町村からの要望書を取りまとめた。 ・市町村から要望書の提出があった箇所と府警本</p> | <p>【取組み】 ・府警本部において令和6年度事業に係る設計・発注を行う。 ・令和7年度事業に係る市町村からの要望をとりまとめる。</p> | <p>万博の来訪者や万博後のインバウンドの増加をみすえ、様々な方々に対するおもてなし向上策の一環として、信号機に視覚障がい者用付加装置を整備し、視覚障がい者、高</p> |

| | | | | |
|----|---|---|---|---|
| | | 部にて既に要望を受けていた箇所を併せた19か所に装置を新設するとともに5か所の装置を更新することとなった。 | ・府警本部において令和7年度事業に係る設計を行う。 【目標設定】 2025年度までに60基程度 | 齢者等に対する安全・安心な移動環境を整備する。 |
| 22 | <p>【事業名】 ベビーカー（子ども・子育て世帯）外出応援事業</p> <p>【概要】 府内在住のみならず、万博を契機に国内外から大阪を訪れる、ベビーカーや小さな子ども連れの方等が移動・外出しやすい社会づくりのための機運醸成につながるよう広報・啓発活動を実施する。</p> <p>※令和8年度からは組み替えてこどもファスト・トラック推進事業として実施</p> | — | 「ベビーカーを折りたたまず電車に乗れる。」「泣いてる子どもに思いやりを持つ」ことなどを盛り込んだ動画やポスターを作成し、11月を中心に、繁華街のデジタルサイネージ | R6年度に作成したポスター、動画を活用し、 OsakaMetro 内でのポスター掲示及び動画配信、 SNS による動画配信等により普及啓発を実施。 |

| | | | | |
|----|---|---|---|---|
| | | | や SNS による動画配信、鉄道、バスでのポスター掲示等により普及啓発を実施。 | |
| 23 | <p>【事業名】 こどもファスト・トラック推進事業費</p> <p>【概要】 万博におけるベビーカー等の優先レーンでの取扱い等による子育て家庭等への配慮の気運の社会定着を図る。</p> | — | — | — |
| 24 | <p>【事業名】 公共交通戦略推進費大阪府普及促進事業（UD タクシー普及促進事業）（ユニバーサルデザインタクシー購入事業者への補助）</p> <p>【概要】 2025 年大阪・関西万博に向けた受入環境整備として、関係事業者に対し、車両本体購入価格について補助（最大 30 万円/台）を行い、UD タクシーの普及促進を図る。 ※令和 5 年度に、国の補助（最大 60 万円/台）への上乗せができるよう拡充した補助制度を継続</p> | <p>【取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国に対し、重点的な財政支援を働きかけ ・事業者等に対し、補助を活用した積極的な車両導入等を働きか | <p>【取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国に対し、重点的な財政支援を働きかけ ・事業者等に対し、補助を活用した積極的な車両導入等を働きか | <p>【取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国に対し、重点的な財政支援を働きかけ ・事業者等に対し、補助を活用した積極的な車両導入等を働きか |

| | | | | |
|----|--|---|---|---|
| | <p>※令和6年度は、大阪市・吹田市において、国の補助と併用できるよう制度を拡充・創設</p> <p>※令和7年度は、大阪市において補助事業が継続</p> | <p>け</p> <p>・市町村に対し、補助制度創設を働きかけ</p> <p>【実績】 補助及び補助以外でのUDタクシー導入を含めて、R5年度内で859台導入。導入率は13.3%</p> | <p>け</p> <p>・市町村に対し、補助制度創設を働きかけ</p> <p>【実績】 補助及び補助以外でのUDタクシー導入を含めて、R5年度内で1,325台導入。導入率は21.3%</p> | <p>【実績】 調査中</p> |
| 25 | <p>【事業名】 可動式ホーム柵の整備促進（可動式ホーム柵整備を行う鉄道事業者への補助）</p> <p>【概要】 鉄道利用者の安全確保のため、駅の可動式ホーム柵整備を行う鉄道事業者に対して、国、地元市町と協調して補助を行い、計画的な整備</p> | <p>・府内の全520駅 1,350番線のうち、117駅280番線で整備実施。 ・利用者10</p> | <p>・府内において、26駅・54番線で整備実施。 ・利用者10万人以上/日の駅について</p> | <p>・府内において、25駅・51番線で整備実施。 ・利用者10万人以上/日の駅については、4駅9番線で整</p> |

| | | | | |
|-----------|--|---|--|--|
| | を促進。 | 万人以上/日の駅については、府内の全 27 駅 166 番線のうち、 22 駅 71 番線で整備実施。 | は、4 駅 8 番線 で整備実施。 ・国・地元市と協調して計 3 駅 4 番線に補助。 近鉄 鶴橋駅 3 番（利用者 10 万 人/日以上 の駅） 南海 中百舌鳥駅 3 番 泉北高速 和泉中央駅 1・2 番 | 備実施。 ・国・地元市と協調して計 2 駅 4 番線に補助。 近鉄 鶴橋駅 1, 4 番（利用者 10 万 人/日以上 の駅） 南海 中百舌鳥駅 1, 2 番 |
| 26 | 【事業名】 バリアフリー法に基づく基本構想等の作成・見直しの促進 【概要】 駅前や主要施設周辺など面的・一体的なバリアフリー化を進めるため、市町村におけるマスタープラン及びバリアフリー基本構想の作成・見直し | ・鉄道駅バリアフリー推進連絡会議の場で、バリアフリー基本構想やバリアフリー | バリアフリー基本構想やバリアフリーマップが作成されるよう、鉄道駅バリアフリー推 | ・市町村によるマスタープランや基本構想の作成・見直しを促進するための指針として「大阪府バリア |

| | | | | |
|--|--|---|--|---------------------------------------|
| | <p>等を働きかける。また、まちのバリアフリー化の推進のため継続協議会の設置を促進する。</p> | <p>マップを作成するメリットについて、事例を交えて解説した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が開催する継続協議会の場に参画し、バリアフリーマップの意義や重要性を説明し、作成を働きかけた。 | <p>進連絡会議等を活用し、市町村へ働きかけるとともに、市町村が基本構想等の作成、見直し時に設置する協議会に委員として参画し、技術的な助言を行う等、作成を支援した。</p> <p>基本構想新規作成地区：泉南市（1地区）</p> <p>基本構想見直し地区：大阪市（11地区）、堺市（4地</p> | <p>フリー基本構想等作成促進指針」を作成 （H31.3）</p> |
|--|--|---|--|---------------------------------------|

| | | | | |
|----|---|---|---|--|
| | | | 区) | |
| 27 | <p>【事業名】 鉄道駅のバリアフリー化の促進（既存駅舎にエレベーターを整理する鉄道事業者への補助）</p> <p>【概要】 既存駅舎にエレベーターを整備する鉄道事業者に補助金を交付し、鉄道駅のバリアフリー化の推進を図る。大阪・関西万博の開催を見据え、大阪環状線内の乗換え駅を中心に、バリアフリールートの複数化など更なる推進を図るとともに、それ以外の駅についても地域の実情に応じたバリアフリー化の推進する。</p> | <p>・乗降客数が3,000人以上の鉄道駅については、令和5年度末までにバリアフリールートの1ルート以上の確保が概ね完了した。</p> <p>・令和5年度は以下の駅について、エレベーター設置等に対する補助を行った。</p> <p>R5補助実施駅：JR 弁天町駅、南海 高師浜駅</p> | <p>・万博の開催に向け、引き続き以下の駅におけるエレベーター設置等に対する補助を行う。</p> <p>R6 補助実施駅：JR 弁天町駅</p> | <p>・「大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進方針」（R2.3）に基づき、既存駅舎のバリアフリールートの整備や、乗換ルートのバリアフリー化等を実施する鉄道事業者に対し、エレベーター設置工事費等の補助を実施（JR 弁天町駅等）</p> |
| 28 | <p>【事業名】</p> | <p>・ホテル・旅館</p> | <p>・福祉のまち</p> | <p>・府域全域にお</p> |

| | | | | |
|--|---|--|-------------------------|---|
| | <p>多くの方が利用する建築物のバリアフリー化促進</p> <p>【概要】 福祉のまちづくり条例に基づき、小規模店舗など多くの方が利用する建築物のバリアフリー化を促進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー基準の強化を目的とした福祉のまちづくり条例の改正 (R2, R7) ・望ましい基準等をまとめた建築物バリアフリーガイドラインの改訂 (R5, R7) ・先導的なバリアフリー設備の設置に対する補助制度の創設 (R8 予定) | <p>のバリアフリー基準の強化を目的とした福祉のまちづくり条例の改正 (R2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・望ましい基準等をまとめた建築物バリアフリーガイドラインの改訂 (R5) | <p>づくり条例に基づく義務規制の運用</p> | <p>けるバリアフリー水準の一層の向上を図るため、バリアフリーガイドラインを改訂し、万博での先導的な基準や取組を反映 (R8.3 改訂予定)</p> |
|--|---|--|-------------------------|---|